

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 土地利活用課

法令名	不動産の鑑定評価に関する法律	法令番号	昭和38年 法律第152号	
手続名	不動産鑑定業者の登録の業務の停止又は消除	根拠条項	法第41条	
処分基準	<p>(登録の消除)</p> <p>第30条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条の規定による届出があったとき 二 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。 三 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかったとき。 四 第22条第4項に規定する場合において、更新の登録がなされないこととなったとき。 五 第26条第2項の規定による通知があったとき。 六 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。 			
	対応区分	<ul style="list-style-type: none"> 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 	処理機関 土地利活用課	交付機関 土地利活用課